

新成人を狙った詐欺に注意！

今年の4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、社会的には立派な「大人」として扱われ、親の同意がなくても商品の購入契約やローン契約ができるようになりました。

しかし、詐欺や悪徳商法など悪意がある人々は若年者の知識や経験不足に付け込んで近づいてきます。特に一人暮らしの方は、相談できる家族が身近にいないだけでなく、親身になって相談できる知人も乏しいため、犯罪者にとって格好のターゲットとなってしまいます。

今回は、特に若年者が狙われやすい詐欺などを紹介しますので、地域の若者を守るために皆さんで確認をお願いします。

◎ 若者を狙う詐欺・悪徳商法の例

①高額な商品を購入させる投資詐欺

「将来的には儲かる」と投資という名目で、実際は役に立たない商品やサービスなどを購入させて、お金をだまし取るのが投資詐欺です。情報商材の売り付け、聞いたことのない仮想通貨、株式、先物の自動取引ソフトなどの販売例が多く見られます。

特に注意が必要なのは、新しく知り合った先輩や友人からの勧誘です。新しくできた知り合いからの勧誘は断りづらいですが、必ず儲かるという話は絶対にありません。きっぱり断りましょう。

②マルチ商法

ピラミッド構造の組織に加入して商品を販売するだけでなく、新たな販売員を勧誘し、その人が商品を販売すると、紹介者にも一部の報酬が支払われるというビジネスです。厳密には犯罪ではありませんが、悪質な業者によるトラブルが絶えないため、「特定商取引法」でも「連鎖販売取引」として規制されています。自分の下に多くの会員を作らないと収入は増えず、自らも商品を購入するノルマによって、儲け話とは裏腹に出費ばかりかさむことになってしまうのでご注意ください。



③アポイントメント商法

飲食店などに呼び出し、語学教材や絵画、エステチケットなどの購入を迫る悪徳商法です。電話などで「懸賞に当たった」と誘うようなケースもあれば、数回会って親しくなった段階で誘われるケースもあります。ついていってしまうと、契約するまで拘束されるケースが報告されています。SNSやマッチングアプリなどを使った勧誘もあるので注意しましょう。

不審者や不審車両を見かけたら
警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎ 0144 35 0110

安平駐在所 ☎ 23 2339

遠浅駐在所 ☎ 22 2211

追分駐在所 ☎ 25 2003

早来駐在所 ☎ 22 2030

役場総務課 ☎ 22 2511